

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「子ども（十五歳）」を「子ども（十八歳）」に改める。

別表第二の四の項中「、子ども」を「、こども」に、「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改め、同表の六の項、十三の項、十八の項及び十九の項中「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改め、同表の二十一の項中「子ども医療費助成関係情報」を「こども医療費助成関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。